

つくば市協同労働（労働者協同組合）について学ぶセミナー資料 2024年5月30日

協同労働という働き方と労働者協同組合法



日本労働者協同組合
連合会 専務理事
田嶋康利



■持続可能で活力ある地域づくりのための 「労働者協同組合法」 2022年10月1日に施行！

- ・全党・全会派の参加・賛同による「議員立法」
- ・40年の実践から構想され実現した「市民立法」
- ・働くことを地域づくりに結ぶ「非営利団体法」
- ・共益と公益をかけ合わせる44年ぶりの「協同組合法」



労働者協同組合法は参議院本会議で全会一致で可決された

※2020年12月制定

「時代が求めた法律」
「コロナ禍に産声をあげたのは歴史の必然」
…社会的期待の高まり。
法制化運動を始めて20年、また40年に渡る全国の仲間の労働者協同組合が結実。

■労働者協同組合法の成立

議員は本紙に「立法府で取り組みが始まつて十二年。全会一致で成立を見たことは感慨深い。今後は協同労働を実現する労働者協同組合法が四日の参院本会議で、全会一致で可決、成立了。一年以内に施行される。やりがいを感じられる仕事を自ら創り、主体的に働くことを後押しする仕組み。介護・子育てといった地域の需要にかなう事業が生まれ、多様な雇用機会の創出につながる効果が期待される。



働き方発展に期待

全会一致で法成立

労働者協同組合法の制定を目指してきた関係団体や、成立に尽力した国会議員らは四日、国会内で報告会を開き、法律に基づいた新しい働き方が広がることに期待感を示した。

(袖木まり) — ●面参照

日本労働者協同組合連合会の水戸祐三名前理事は、「衆参両院の厚生労働委員会と本会議いずれも全会一致で可決された」と喜びをかみしめ、「今後は市民運動としても「協同労働」の新たな働き方を発展させていきたい」と語った。

法案作成に携わった自民党の後藤茂之衆院議員は、「組合員それぞれの意見を反映して事業を行う。地域を支える大きな推進力になつてほしい」と指摘。立憲民主党の大河原雅子衆院議員は「コロナ禍で世界中が痛んでいる中、これまでと違う働き方や生き方を示し、働くことにわくわくするような内容だ」と述べた。

法案の取りまとめ役を務めた公明党の柳屋敬悟衆院議員は「立ち上げ、政省令の策定などを見守つていきたい」と話した。

仕組み活用を待望

日本労働者協同組合（ワーカーズコープ）連合会の古村伸宏理事長の話によると、「私たちの働き方「協同労働」が社会的に位置付けられ、国民に認知される時が来ました。大勢の先人たちは制度がない中、約40年もの間、市民のニーズに応える事業を非営利で行い、生活課題を解決してきました。待ちに待った法制化です。採決の場面、全議員が起立し「本当に成立するんだ」と確信した瞬間、頭が熱くなりました。地域おこしや仕事おこしに世代を超えて活用され、無数の多様な組合が全国に広がることをイメージすると心が躍ります。

待ちに待った法制化

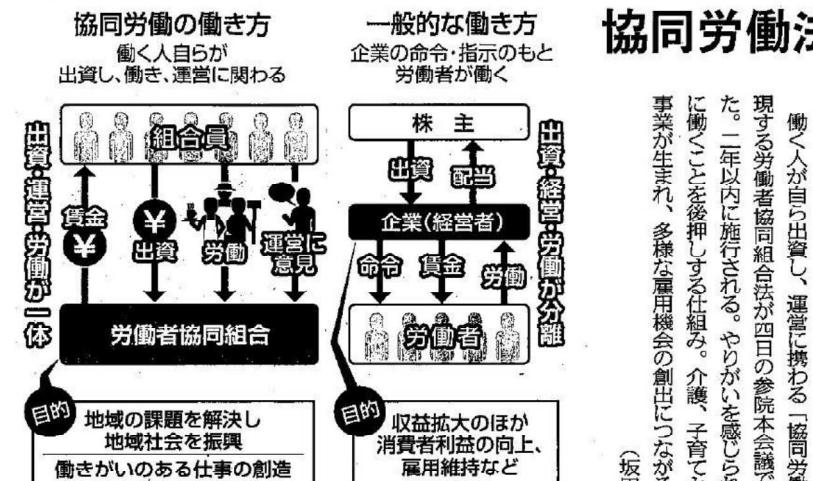


労働者協同組合法成立を受けて開かれた報告会であいさつするワーカーズコープ連合会の古村伸宏理事長=4日、東京・永田町で

選ぶ新しい働き方

2020年(令和2年)12月5日(土曜日)

協同労働法成立



(坂田奈央) — 関係者の期待2面
これまで介護や障害福祉など地域の課題に取り組む人たちは、NPOや企業組合などの形態で活動していたが、認可を得るのに時間がかかるたりして、活動分野が限られたりしていた。そうした課題を克服する「労働者協同組合」という新たな形態が考案された。労働者協同組合は全百三十一条で、労働者協同組合設立する規則を定める。①労働組合員が出資②組合員の意見を反映③組合員自ら事業に従事――の三原則に基づいて運営されるとして規定。官庁の認可は必要とせず、三人以上以上の発起人がいれば届け出のみで設立できるとした。

組合が組合の運営に携わるが、労働者ではないとみなされ、労働法制の保護を受けられず低賃金などを強いる懸念があった。このため法律は、組合が組合員と労働契約を締結する義務付け、労働者として保護されるようにした。法制化の動きは一九九〇年代にスタート。二〇〇八年に最初の超党派議連が発足し、与野党の枠を超えて検討を続けてきた。百条を超える議員立法の成立は珍しい。新型コロナウイルスの感染拡大の影響で企業の経営難や雇用不安が広がる中、雇用の受け皿となることも期待されている。各組合が経営基盤をどう安定させるかなどが課題となる。



自ら出資、運営 多様な雇用創出へ

労働者協同組合・協同労働とは



日本農業新聞2022年10月1日

1人1人が主人公の働き方が始まる。労働者協同組合法が1日施行。みんなで出資し、話し合って運営し共に働く「協同労働」が特徴だ。食や農、福祉など多様な地域の困り事に向き合いサービスを届ける。仕事と暮らしを結び、地域につながりを取り戻す。新しい協同の風を興そう。

同法は議員立法で2年前、全会一致で成立した。協同組合関連の法律は44年ぶりである。立法化まで約20年。日本労働者協同組合（ワーカーズコープ）連合会を中心に、40

賃金や労災保険など労働者としての権利が保障される。法律が目指すのは「持続可能な活力ある地域社会の実現」（第1条）。住民が当事者となり、事業を通して地域課題に向き合う。協同組合の原点がそこにある。日本労働者協同組合連合会の古村伸宏理事長は「共益と公益をかけ合わせたもので、これからのがコミュニティーの在り方を考える仕組み」と意義を語る。既に「協同労働」という働き方は、就労支援、介護や福祉サービス、子ども食堂、耕

年に及ぶ実践や議会への働きかけが実を結んだ。

その魅力は、事業開始のハードルが低く、働き方の選択肢が増えることだ。発起人が3人いれば、届け出だけで法人として事業を始められる。あらゆる事業が対象となる（労働者派遣事業を除く）。最大の特徴は、働く人が出資、運営すること。1人1票で平等な議決権・選挙権を持つ。非営利なので株式会社のような出資配当はない（仕事量に応じた配当は可）。組合員は労働契約によって、最低

作放棄地の解消、農産加工や直売所などさまざまな分野で取り組まれている。

こうした事業や活動を法的に担保する仕組みができる以上、いかに活用するかが課題だ。いち早く協同労働モデル事業を推進してきた広島市松井一實市長は「持続可能な地域社会実現の追い風になる」と歓迎する。協同組合の先輩格であるJAグループを通じて助け合いのネットワークを広めてほしい。

まずは実績のあるNPO法

論 説

人や企業組合から移行するのが現実的だ。「半農半X」などで新たに事業を起こす移住者、農福連携の運営者、農産加工や直売所を運営する女性や若者にも門戸は開かれている。労働者協同組合の裾野を広げるため、自治体の支援、省庁間の連携も求めたい。

「協同労働」は、働くこと、仲間とつながること、地域社会で生きることの意味を問いかける。それは新自由主義が招いた貧困と格差、分断と孤立、地方の衰退を食い止め、地域社会の再生を展望する道につながっている。仕事おこしと地域おこしの主人公になるのはあなただ。

2022.10.1

「1人1人が主人公の働き方が始まる。労働者協同組合法が1日施行。みんなで出資し、話し合って運営し共に働く『協同労働』が特徴だ。食や農、福祉など多様な地域の困り事に向き合いサービスを届ける。仕事と暮らしを結び、地域につながりを取り戻す。新しい協同の風を興そう。

…すでに、『協同労働』という働き方は、就労支援、介護や福祉サービス、子ども食堂、耕作放棄地の解消、農産加工や直売所などでさまざまに取り組まれている。

…『協同労働』は、働くこと、仲間とつながること、地域社会で生きることの意味を問いかける。それは新自由主義が招いた貧困と格差、分断と孤立、地方の衰退を食い止め、地域社会の再生を展望する道につながっている。仕事おこしと地域おこしの主人公になるのはあなただ」。

話し合いをあきらめない

まちかど 民主主義

① 協同労働

法に新しい工夫を加え、熟議の末に合意を目指す取り組み。民主主義を取り戻すヒントは、私たちの身近なところにあるのかもしれない。春の統一地方選も視野に、まちかどで見つけた民主主義再生の動きを全7回で伝えていく。



協同労働で運営する学童保育の施設内でゲームを楽しむ児童と職員たち=昨年12月28日、東京都国分寺市で（平野皓士朗撮影）

「できないと否定するより、どうしたらできるかを考え」と話す。意見が反映されると、利用者がより積極的に運営に関わるようになるという。協同労働は昨年十月に法律が施行されて制度化され、会社員でもフリーランスでもない新しい働き方として注目を集めている。制度に詳しい明治大の大高研道教授（53）は「協同労働の会議は、一方的に誰かが話す場ではなく誰もが安心して話しあえる空間。一方で、社会には安心して意見を言えない時代の空気がある。協同労働のように話しあえる場を地域や社会にも広げていくことができるかが問われている」と話す。

（寺本康弘、山口登史
＝斎藤幸平さんに聞く❷面）

者を尊重し理解しようとする姿勢。そ、民主主義の原点といえ。丁寧な合意形成で決めた事柄には全員の納得感があり、事業の推進力となる。地域食堂を発案した常勤職員の加藤真深さんは、「大変だけどみんなの合意形成ができると、目標に向かって歯車が合い、勢いよくできる」と実感する。

「冒険だけどやってみようか」「いや、どこかで行き詰まるんじゃない」

昨年十二月下旬、東京都国分寺市の学童保育所「ふじSUNクラブ」で月に一度開かれる団体会議。地元の人に安価な手作り弁当を販売するイベント「地域食堂」の運営で、支援団体の助成を受けずに実施するかどうかが話し合われた。職員は三十人代の男女八人。常勤もいれば非常勤もいるが言葉に遠慮はない。全員が意見を出し合った会議は「時間に及んだ」。

人が入る時に同額を出資し、一人一票の議決権を持って経営に関する話し合いは時間がかかる。丁寧な合意形成で決めた事柄には全員の納得感があり、事業の推進力となる。地域食堂を発案した常勤職員の加藤真深さんは、「大変だけどみんなの合意形成ができると、目標に向かって歯車が合い、勢いよくできる」と実感する。

ただ、一人一人の意見を尊重する話し合いは時間がかかる。丁寧な合意形成で決めた事柄には全員の納得感があり、事業の推進力となる。地域食堂を発案した常勤職員の加藤真深さんは、「大変だけどみんなの合意形成ができると、目標に向かって歯車が合い、勢いよくできる」と実感する。

同じように協同労働で、障害者の就労支援のカフェを運営する「こみっとプレイス」（東京都豊島区）は、スタッフと障害のある利用者が共に参加する会議で、カフェをよりよくするアイデアを考えている。

所長の神戸川歩さん（31）は

「できないと否定するより、どうしたらできるかを考え」と話す。意見が反映されると、利用者がより積極的に運営に関わるようになるという。

協同労働は昨年十月に法律が施行されて制度化され、会社員でもフリーランスでもない新しい働き方として注目を集めている。制度に詳しい明治大の大高研道教授（53）は「協同労働の会議は、一方的に誰かが話す場ではなく誰もが安心して話しあえる空間。一方で、社会には安心して意見を言えない時代の空気がある。協同労働のように話しあえる場を地域や社会にも広げていくことができるかが問われている」と話す。

（寺本康弘、山口登史
＝斎藤幸平さんに聞く❷面）

みんなが社長 みんなが従業員

■田村憲久衆議院議員「与党協同労働の法制化に関するワーキングチーム」座長、元厚生労働大臣)からの期待

「労働者協同組合法により、社会がどう変わるか楽しみです。その効力はワーカーズコープの皆さんのところにとどまらず、いろんなところ、いろんな人たちが、こういう形態で働き出す、事業を始める。企業でも、働いている人たちの意識が変わる。みんなで話し合い、一人ひとりの意見を大切にし、地域を大事にしようとする流れが始まると思います。この法律が社会に広がっていくことによって、社会がどう変わっていくか。とても楽しみです。

協同労働というあり方は、本質的にすばらしい理想の働き方だ、めざすべき社会をつくるものなんだ、というのがみんなの共通認識になってきたと思います。この法は一つのツールです、市民がこれを使って、今あるいろんな問題を解決していく。それは、まちづくりそのものになっていきます。市民はすごい道具を手に入れることになります」。

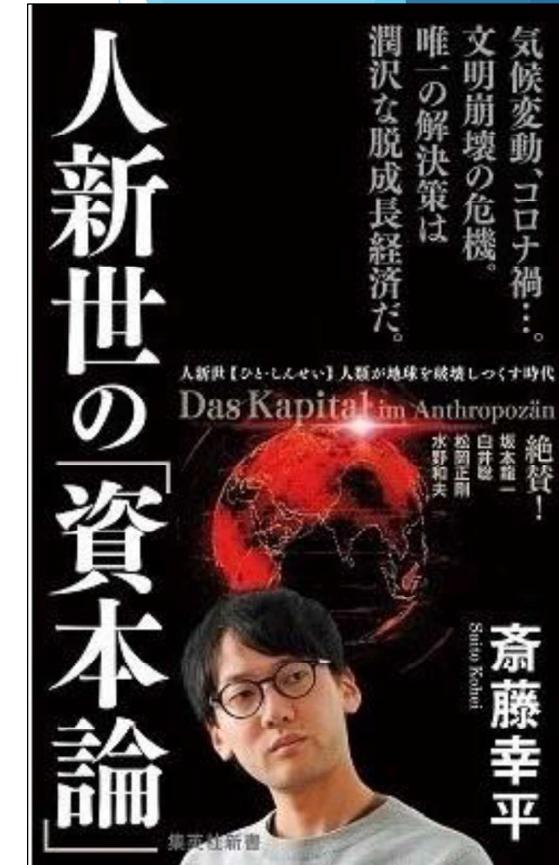


■斎藤幸平（東京大学准教授）のワーカーズコープへの期待

「（ワーカーズ・コープの）力点は『自分らしく働くこと』だ。ワーカーズ・コープでは職業訓練と事業運営を通じて、地域社会へ還元していく『社会連帶経済』の促進を目指す。

労働を通じて、地域の長期的な繁栄に重きを置いた投資を計画するのである。これは、生産領域そのものを〈コモン〉（社会の共有財産）にすることで、経済を民主化する試みにほかならない（「『人新世』の資本論」2020年9月）。

「ワーカーズコープとして林業に取り組む人たちに取材しましたが、彼らはみんな話し合いながら、短期的な儲けではなく、地域にとって役立つ仕事は何かを考えながら、主体的に仕事に取り組んでいました。別のところで働いていた頃は、振り分けられた仕事をすることが当たり前だと思っていたけれど、自分たちで仕事を仕立てるところから始めるのは大変だが、やりがいがあると言っていたのが印象的でした」（週プレNews、2021年1月9日）。

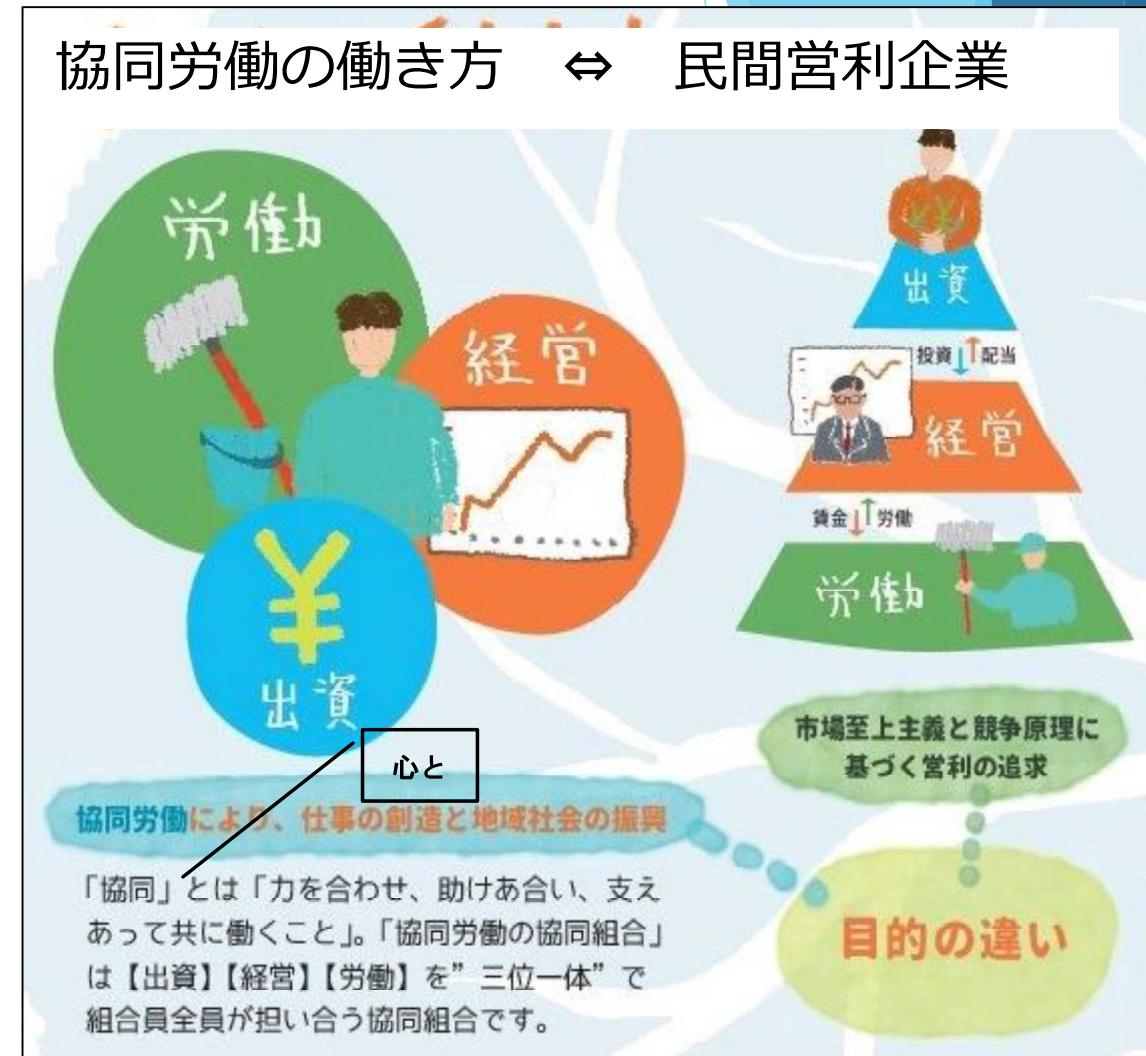


法制化された労働者協同組合、
その働き方である「協同労働」とは何か

■労働者協同組合とその働き方－協同労働とは

私たち日本労働者協同組合連合会では、市民や働く者が自ら出資して事業・経営を主体的に担い、話し合いを深め、生活と地域に必要な仕事を協同でおこし、よい仕事へと高める－この“**協同労働**”という働き方に到達するまでに、40年以上にわたる試行錯誤と格闘を重ねてきた。

2015年に策定した私たちの原則の中で、協同労働を「**共に生き、共に働く社会をめざして、市民が協同・連帯して、人と地域に必要な仕事をおこし、よい仕事をし、地域社会の主体者になる働き方**」と位置づけている。



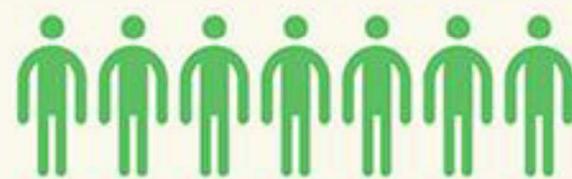
協同労働とは

働く人や市民が**出資**して、主体的に
経営に参加しながら、生活と地域に
応える仕事を協同でおこす
「**協同労働**の協同組合」。



労働者協同組合法

協同労働 の仕組み



ひとり一人が対等な立場で、
地域に役立つ仕事に取り組む

広島市「協同労働」プラットフォーム事業HPより転載

協同労働の可能性



■協同組合とは

「協同組合とは、人々の自治的な協同組織であり、人々が共通の経済的・社会的・文化的ニーズと願いを実現するために自主的に手をつなぎ、事業体を共同で所有し、民主的な管理運営を行うもの」（国際協同組合同盟：ICAの定義）。

ICAには、109か国から312の協同組合が加盟（2018年10月時点）。組合員の総数は約12億人、年間事業規模250兆円（トップ300の協同組合の合計）。

2012年に国連の国際協同組合年に、2016年にはユネスコの無形文化遺産に登録。イギリスでは、産業社会の到来に対して、株式会社の法制化（1856年）の5年前に協同組合が法制化。



ロッチデール先駆者協同組合の最初の店舗
(近代的協同組合の発祥)。

「組合員の社会的・知的向上」「一人一票による民主的な運営」「取引高に応じた剰余金の分配」などを掲げ1844年12月にイギリスのランシャーに最初の労働者の生協の店舗が開設された。

日本には、農協や生協、漁協、労働金庫、こくみん共済コープ、信用組合、森林組合、**労働者協同組合**などの協同組合が存在し、延べ約1億700万人が組合員。

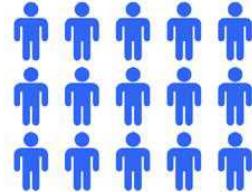
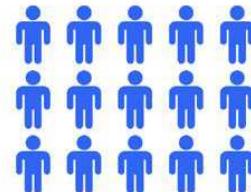
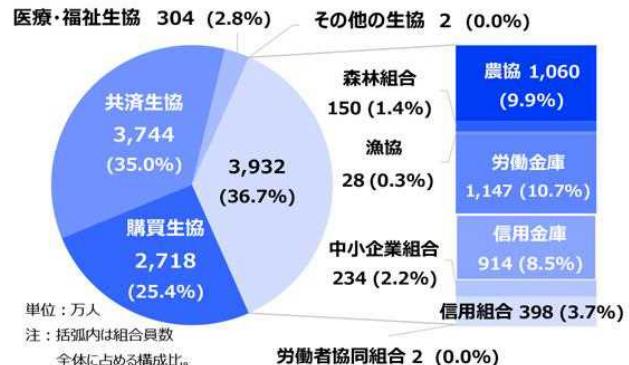
業種は、農林水産業・購買・金融・共済・就労創出・福祉・医療・旅行・住宅など。2018年に日本の協同組合が一堂に集まり、持続可能な地域と仕事を協同組合の協同の力でつくることを目的に「日本協同組合連携機構」(JCA)を結成。

数字で見る日本の協同組合

組合員数

延べ
1億700 万人

(複数の協同組合に加入している場合は重複して計上しています)



常勤役職員数

57 万人

事業全体

協同組合が生み出す付加価値額

5兆2千億円

注: 付加価値額 = 売上高 - 費用総額 + 給与総額 + 租税公課



施設

組合員が利用できる協同組合の施設数

3万6千か所



購買事業



協同組合の食料品・生活用品供給高



4兆円

購買事業



協同組合の農林水産業生産資材供給高

2兆円

販売事業



国内農林水産業産出額の**半分超**が
協同組合を通じて出荷・販売

共済事業



国内保障市場における協同組合のシェア
14%

信用事業



国内の預貯金額の**23%**が
協同組合へ預けられています

信用事業



協同組合の貸出金額
164兆円

一般社団法人 日本協同組合連携機構 (JCA)

<https://www.japan.coop/>

「2019（令和元）事業年度協同組合統計表」より作成
©2022 Japan Co-operative Alliance

■協同組合と株式会社の基本理念・運営方法の違い

	協同組合	株式会社
1. 目的	組合員として自らの事業を利用する (非営利) 事業の利用による生活の安定、生活文化の向上	株主が利潤の配当や株の値上がりを期待 (営利)
2. 誰のものか (所有)	組合員は自然人が基本 (人の結合体)	株主は自然人に限定されず、法人も可 (資本の結合体)
3. 誰によって (運営と利用)	出資者・利用者・運営者 = 組合員 日常の組合員参加による運営 一人一票の議決権	出資者・利用者・運営者が一致しない 経営部門が分離し、株主は日常運営に通常参加しない 株数に応じた議決権
4. 財務面 の特色	出資配当に制限がある 剰余金 の利用高配当を行う場合がある	利潤 の配当には制限がない 利用者に対する配当は特にない

出典：日本協同組合連携機構編「新協同組合とは-そのあゆみとしくみ」

■世界の労働者協同組合

世界では1,115万人が労働者協同組合（社会的協同組合なども含む）に参加し、その活動は多岐にわたる。欧州では、15カ国で130万人の労働者を雇用する5万の労働者協同組合企業が存在。工業・手工業、サービス業、建設、社会サービス、文化教育などの事業領域。

G7諸国で最後に設立された日本の労働者協同組合法。韓国では、2012年に協同組合基本法が施行され、新たに協同組合が2万5千を超える団体が設立、7割が稼働。2018年度、雇用者数（賃金労働者+有給型役員）は3万1,335人。

2021年11月29日、欧州、南北アメリカに続いて、アジア・太平洋地域に、日本労協連が主導して8カ国から11団体が参加して労働者協同組合の国際ネットワーク（CICOPA-AP：アジア太平洋）を立ち上げ。



スペインの労働者協同組合
(17,140組織、30万人の組合員
労働者、その他50万人)。サービス関連事業（高齢・障害ケア・心理カウンセラー、学校）、文化・芸術、建築など多岐にわたり、社会的連帯経済の主要な担い手（工藤律子「スペイン『労働者協同組合』の最前線」、雑誌世界203年4月号）。

社会的協同組合への展望



1996年に精神病院の跡地に、市民と患者、通っている人たちが立ち上げた社会的協同組合「オリンダ」（ローマ郊外）。入口の門に「近くに寄つたらみんな普通ではない」とのスローガン。食堂、バー、宿泊所、農場、劇場などを運営

イタリアの社会的協同組合（1991年法制化）

「人間発達および市民の社会統合によるコミュニティの一般（普遍的）利益の追求」（法第1条）。社会的困難にある人を対象に行うサービス提供型（A型）、労働統合型（B型）とその複合型が存在。2005年12月31日現在、イタリアで活動している社会的協同組合は7,363組合。約24万4,000人の有償労働者（内、21万1,000人が従事労働者、3万2,000人が協働契約労働者、1,000余の臨時労働者）。3万4,000人が無償（3万人がボランティア、3,000人が兵役代替ボランティア、700人が宗教関連者）。71.2%が女性。総体で約64億ユーロ（1兆円超）の事業高。

■国内の「協同労働」で働く人々と組織

- ①日本労働者協同組合連合会 失業当事者の就労創出の運動から出発（40年余の歴史、1万5千人が就労、378億円）。
- ②ワーカーズ・コレクティブネットワークジャパン（WNJ） 生活クラブ生協などの生協運動から女性たちの社会貢献事業として出発（350団体、7千人、140億円）。
- ③障害のある人びとの就労創出に取り組む団体 NPO法人共同連（わけない、切らない、共に働くを掲げ社会的協同組合をめざしている）、浦河べてるの家（北海道浦河町にある当事者団体、当事者研究を実施）など。
- ④農村女性起業（農村女性ワーカーズ） 農産物の加工、直売所、レストラン等（個人・団体で9,497起業（個人5,178、団体4,319、うち法人が1,554、2016年度農水省調べ）。
- ⑤住民出資による「共同売店」の起業 農協の合併などによりJA店舗の撤退した跡地に、地域住民が出資して起業（西日本・九州が多い）。ガソリンスタンドや食材、日用品などを販売。当番制を用いて運営をしているところも。

※実態として、およそ10万人の就労、40年の歴史、1,000億の事業規模。協同労働の法制化の社会的根拠。

■日本労働者協同組合連合会の概要

◎事業規模 378億円（2022年度）

◎就労者数 1万5,000人

◎加盟組織 40団体

正会員16、準会員24（2024年4月）

労働者協同組合法人の正会員、企業組合法人、NPO法人、一般社団法人、社会福祉法人などの準会員で構成。

◎関連組織：（一社）日本社会連帯機構、（一社）協同総合研究所

◎連携組織：日本協同組合連携機構（JCA）、国際協同組合同盟（ICA）、労働者福祉中央協議会（中央労福協）、東京商工会議所などに加盟

●最大規模の労働者協同組合

ワーカーズコープ・センター事業団

（全国組織の労働者協同組合のモデルとして、連合会が1987年に立ち上げ）

- ・事業高 255億円

- ・組合員 8033人

- ・就労者数約1万人

- ・20の事業本部（北海道から、九州・沖縄まで）

- ・全国に約450の事業所

◆労働者協同組合の事業領域

～制度をこえて、生活と地域の必要に応える仕事を自らの手で～



高齢者介護



子育ち



環境保全



食

①協同組合連携

建物管理、清掃、ハウスクリーニング、物流…

②共生ケア

高齢者介護、障がい者介護、高齢障がい者施設…

③子ども・子育ちケア

保育園、学童保育、児童館、放課後等デイ…

④公共施設の運営

市民活動センター、コミュニティ施設、高齢者福祉センター、

⑤自立・就労ケア

生保・困窮者支援、若者支援、就労支援、自立援助ホーム、職業訓練…

⑥地域生活産業

配食、食堂、住まい、BDF、環境保全型(農業、林業、緑化)…

⑦社会連帯

フードバンク、子ども食堂、居場所づくり…小農森林ワーカーズ

■労働者協同組合の原理・原則

1. 働く人は出資をして組合員になる 多くの労働者協同組合は、一人一口5万円出資、自らの給与2か月分の増資に取り組んでいる。出資は、①一人一票の議決権を持ち、対等平等の関係の基礎、②経営に対する参加意識の自覚を高める、③必要な資金を自らの手で出し合うことで、他からの支配を受けず、〈自立した経営基盤〉をつくる。
2. 話し合いを大切に、よい仕事と仕事おこしを進める 一人ひとりが民主的に経営に参加して、話し合いを深め、生活と地域に必要な仕事をおこし、よい仕事へと高めていく。これを『全組合員経営』として取り組んでいる。
3. 一人ひとりの人間的成长と発達、持続可能な地域づくりをめざして共に働く 協同労働による「よい仕事」を通して人間的に成長発達する－この格闘の歴史。

■労働者協同組合が大切にしている価値

1. 先人たちの思いと伝統を引き継ぐ…「失業と貧乏をなくし、戦争に反対する」
2. 協同組合として大切にしている価値・人間観

①人間の主体性への信頼、当事者性の尊重、②協同の価値—多様性、ちがいを認め合って協同する、③コミュニティへの関与、未来への責任。

自分たちだけの利益ではない—社会変革、社会連帯の思想を大切に、地域、社会の必要に応え、仕事をおこす。

■ 「労働者協同組合」法制化への経緯の中で－賛同と支援

- ◎950を超える地方議会での法律の早期制定決議
 - ◎協同組合（日本協同組合連携機構：JCA）や労働者福祉央協議会の賛同と支援（連合埼玉・埼玉労福協、新潟労福協での県への法制定の要請なども）。
 - ◎与党協同労働の法制化に関するワーキングチーム（WT）の十数度にわたる実務者会議で、当事者団体である労協連やWNJの意見を丁寧に聞き取っていただき、実態に即した法案作成作業を“共同作業”として行っていただいたこと。
 - ◎超党派「協同組合振興研究」議員連盟やWTの国会議員、厚生労働省などの官僚の方々が、ワーカーズコープの事業所・現場を視察いただき、組合員の声と姿に直接触れ、職場で主体的に働く仲間の姿が、困難を抱える当事者や地域住民を突き動かしているという実践に感動し、法制化の必要を強く確信していただいたこと。
- 法制定後、法の活用を推進する目的で超党派「協同労働推進議員連盟」が発足。
- ◎衆議院法制局による、あらゆる批判に応えられる水準の法案を作成するとの決意。

労働者協同組合法のポイント
法の全文は、こちらのサイトから

[https://elaws.e-
gov.go.jp/document?lawid=502AC0000000078_20221210_000000000000000](https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=502AC0000000078_20221210_000000000000000)

労働者協同組合とは

特徴1 新設の労働者協同組合法で法人化
3人以上の発起人で設立。官庁の認可不要

昨年末に
成立

労働者協同組合法の
ポイント

労働者協同組合

組合員と労働契約を締結しなければならない
組合員の議決権及び選挙権は、出資口数にかかわらず平等
営利を目的に事業を行ってはならない
組合の設立は準則主義(官庁の認可は不要)。
3人以上の発起人を要する。
毎年度の剰余金の20分の1以上を就労創出等積立金として積み立てなければならない

目的

組合員が出資し、それぞれの意見を反映して事業が行われ、組合員自ら事業に従事することを基本原理とする。多様な就労の機会創出を促進し、地域の需要に応じた事業を促進する

一般的な株式会社は…

- ・利益追求を目的に設立。最低資本金など制約あり
- ・株式を発行して資金を集め、株主に配当
- ・トップダウンの意思決定
- ・収益拡大と雇用維持



NPO法人は…

- ・市民による社会貢献活動
- ・寄付は受けられるが、出資はできない
- ・事業分野は20種類に限定

企業組合は…

- ・営利目的、出資や配当も可能
- ・4人以上で設立、
- ・最低資本金の制約なし
- ・監督官庁への認可制

特徴2 事業の限定がなく、
地域社会の振興など
多様に活動

たとえば…

共同農園や
林業などの
1次産業



若者や困窮者の
自立支援、
障がい者就労



コミュニティカフェや
子ども食堂など
居場所づくり

出資 労働 経営

一人一票の対等な
立場で運営

メリット

同じ思いを持つ仲間と運営できる
地域の課題を仕事として解決できる
一人一票で役割分担。代表だけに責任が偏らない
休みや働き方を話し合いで決められ、ゆるやかに動ける

課題

話し合いを重視する分、意思決定が遅れがち
意見が割れた時の合意形成をどう図るか
収益をどう確保するか
最低賃金での労働を強いられるおそれ



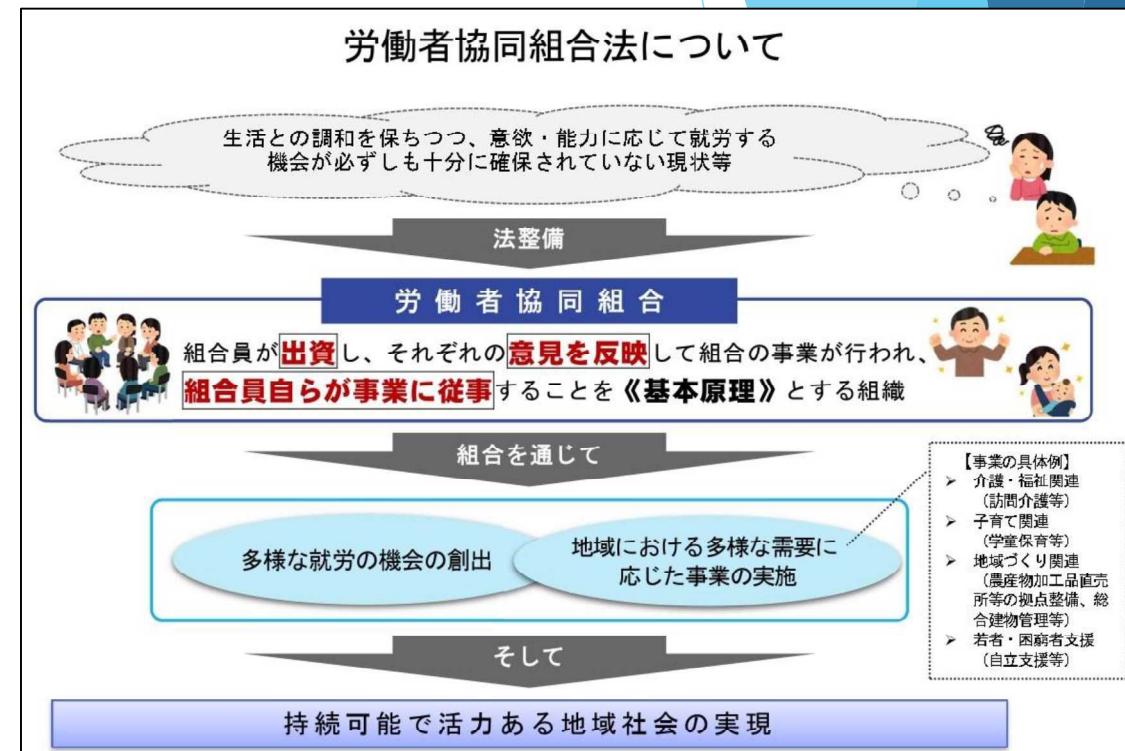
東京新聞
2021年2月1日

■法の目的（第1条）

「この法律は、各人が**生活との調和を保ちつつその意欲及び能力に応じて就労する機会が必ずしも十分に確保されていない現状等を踏まえ、**

組合員が出資し、それぞれの意見を反映して組合の事業が行われ、及び組合員自らが事業に従事することを基本原理とする組織に関し、設立、管理その他必要な事項を定めること等により、

多様な就労の機会を創出することを促進するとともに、当該組織を通じて地域における多様な需要に応じた事業が行われることを促進し、もって持続可能で活力ある地域社会の実現に資することを目的とする」



基本原理としての意見反映原則

「組合員が出資し、それぞれの意見を反映して組合の事業が行われ、及び組合員自らが事業に従事することを基本原理とする組織」

※意見反映原則とは「組合員による出資、労働（、経営者としてではないが、『共益権の行使』を通じての経営参加）が一体となった協同合組織」（衆議院法制局）を規定した原則。

ワーカーズコープの『全組合員経営』が基本に置かれている。

「**共益権**とは、組合員が組合の意思決定に参加し、組合の事業活動を是正・監督する権利。組合員が組合の意思決定に参加することが担保されている」（法制局）。

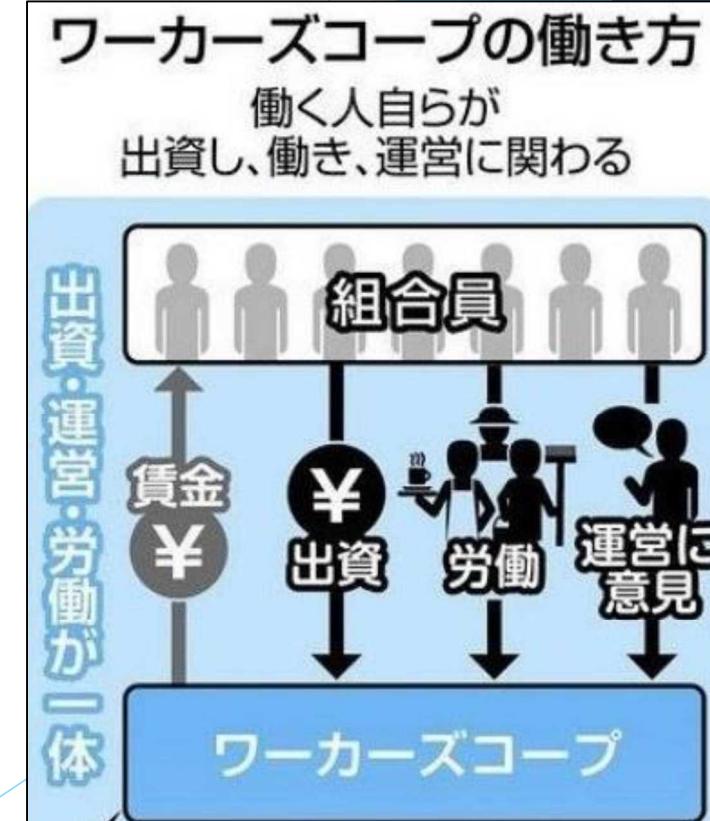
※意見反映に係る法律の条文

◎第3条2 その事業を行うに当たり組合員の意見が適切に反映されること。

◎第29条 組合の定款には、次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

12 組合員の意見を反映させる方策に関する規定

◎第66条 理事は、各事業年度に係る組合員の意見を反映させる方策の実施の状況及びその結果を、通常総会に報告しなければならない。



「意見反映」とは「全組合員経営」～ワーカーズコープの場合

どうしたら、一人ひとりが当事者性を高め、力を発揮し、主体者として成長発達できるのか

- ①出資して組合員になる ~自分たちでつくり出す、一人一票…対等平等の関係の基礎
- ②よい仕事の探求 ~利用者や地域にとって何が必要か、最善なのかをまん中にすえて
- ③話し合いを大切に ~思っていることが言い合える。安心して自分を出せる。弱さや違いを認め合い、お互いを生かし合う、排除しない
- ④経営を自分ごとに ~働き方を自分たちで決められる。情報を共有し経営をみんなで担う
- ⑤まずはやってみる ~一步を踏み出すことを大切に。失敗や苦労の経験から学び成長する
- ⑥利用者や住民と共に ~お客様にしない。誰もが自らの暮らしと地域をつくる主人公に

「意見反映（話し合い）」の深まりが地域づくりに生かされる
利用者や地域の声を聴きとり、その願いと困難に寄りそい、一緒に考え、
話し合い、力を合わせて実らせる働き方が人々の力をひき出す

- 利用者や社会的困難を抱える仲間も、共に地域の支え手に
- 地域の方々も協同労働で元気に～地域のことは自分たちの手で！

協同労働の実感を語る組合員の言葉

「利用者や地域のために働く」「願いをかなえる働き方」
「ないならつくっちゃえ！」「1人の“困った”をみんなの“よかつた”に」
「自分たちで決められる」「安心して自分が出せる」
「話し合うことをあきらめない」「社会は自分たちの手で変えられる」

協同労働の職場づくりの指針

「存在目的の共有」「誰でもが安心できる場」「話し合いを深める」
「経営を自分ごとにする」「利用者、住民と共に地域づくりを」

労働者協同組合法のポイント

- ①法の目的…持続可能で活力ある地域社会の実現
- ②基本原理…出資・意見反映・事業従事（労働）の3つの原則を基本原理とする
- ③民主主義…一人一票の平等な議決権、選挙権、定款、就業規則、役員、労働条件、利益処分、事業計画、などを共同決定する
- ④準則主義…意志があれば誰もが届け出で設立できる（3人以上の発起人）
- ⑤事業領域…労働者派遣業以外すべての事業領域が可能、地域にも制限なし
- ⑥労働者性…組合と労働契約を結び労働法制が適用される
- ⑦非営利性…営利を目的として事業を行ってはならない（配当を第一義としない）
(事業剰余の配分は「法定準備金」1/10以上、「就労創出の積立金」1/20以上、「教育繰越金」1/20を積み立てた後に、従事分量分配が可能。出資配当は不可)

その他

- 総組合員の4/5以上は事業に従事し、事業に従事する3/4以上は組合員であること
- 理事会必置（3人以上）、小規模組合（20人以下）での組合員監査会の設置
- 所轄官庁は単位組合は都道府県知事、連合会は厚生労働省
- 法の施行は成立・公布後2年以内、5年後に見直し
- 企業組合法人、NPO法人からの移行措置が規定され、施行後3年以内

労働者協同組合法の特徴と制定の意義

- ① 時代の要請に応え「持続可能で活力ある地域社会の実現」を目的に掲げたこと。
- ② 主体である労働者の主権を明確にしたこと…「基本原理」と意見反映原則
持続可能な地域づくりの主体者たろうとする新しい労働者像を社会に提起し、制度化したこと

労働者協同組合法の一部改正（2022年6月13日成立） （「非営利性を徹底」した新類型「特定労働者協同組合」）

①認定(都道府県)の基準

- ・非営利を徹底する旨の定款
　　剩余金の配当を行わない、解散時の残余財産の国庫等への帰属
- ・定款違反行為のないこと
- ・理事の親族等関係者が理事総数の1/3以下
- ・必要書類の提出と公開　貸借対照表、定款、役員名簿、損益計算書、役員報酬・給与等規程
- ・外部監事の設置

②認定の取り消し、罰則等の規定

③税制上の取り扱いを、特定労協法人については、公益法人等、非営利型一般社団、NPO並びとする。

※ちなみに、労協法人は普通法人。

法人格	労働者協同組合法	NPO法人	一般社団法人	企業組合	株式会社
根拠法	労働者協同組合法	特定非営利活動促進法	一般社団法人および一般財団法人に関する法律	中小企業等協同組合法	新会社法（2005年6月）
基本的な考え方	組合員が出資し、事業運営に組合員の意見が反映され、事業に従事することを基本原理とする。（非営利法人）	市民参加に力点が置かれた法人。行政とは異なるパブリックの空間をつくる（非営利法人）	法人格の取得と税の優遇を受ける。税の優遇のない簡易な非営利法人制度の創設（非営利法人）	個々の経験や技能を経営資源として、事業と職場を同時に創り出す。営利追求ができる（営利法人）	営利追求ができる（営利法人）
出資	可能	不可	不可	可能	株式
事業内容	労働者派遣事業を除くあらゆる事業	20の分野の特定非営利事業、その他の事業	公益事業 収益事業	商業・工業・鉱業・運送業・サービス業等の事業経営	あらゆる事業
設立時構成員	3人以上	10人以上	2人以上	4人以上	1人以上
労働者	組合員（組合と労働契約）	従業員 法人代表者に雇用される者	従業員 法人代表者に雇用される者	組合員（個人加入）	従業員
構成員	組合員	社員（正会員） 賛助会員	社員※名称は自由 例）正会員、一般会員、賛助会員	組合員	株主
議決権	組合員1人につき1議決権	1会員1議決権	原則として1会員1議決権	組合員1人につき1議決権	株式数に応じる
設立手続き	準則主義 (設立登記のみ)	認証主義 (所轄庁の認証が必要)	準則主義 (設立登記のみ)	認可主義 (設立登記)	準則主義 設立登記のみ

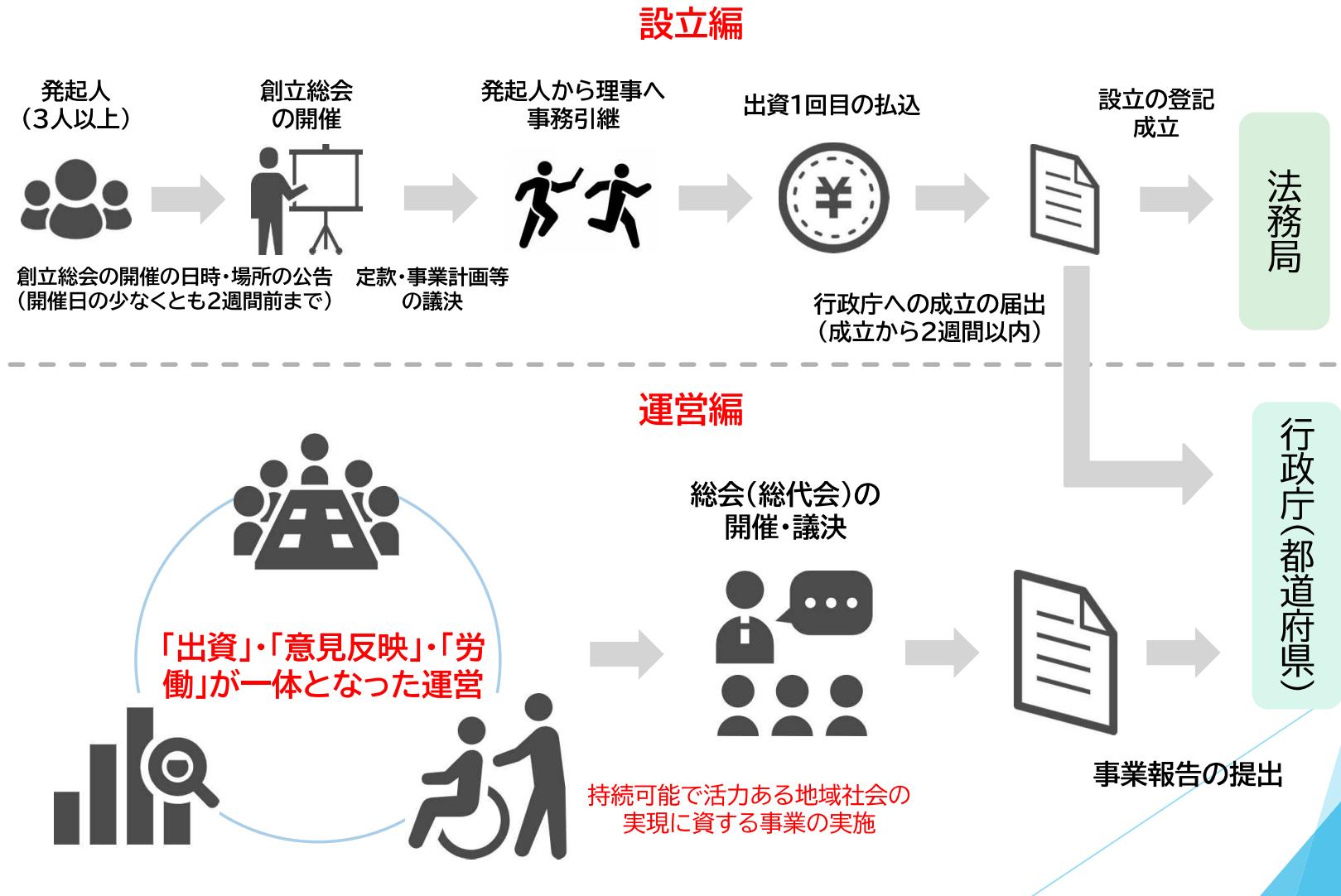
労働者協同組合法のポイント

性格	協同組合法人（非営利法人）
基本原理	① 組合員が <u>出資</u> すること。 ② その事業を行うに当たり <u>組合員の意見が適切に反映されること</u> 。 ③ 組合員が組合の行う事業に <u>従事</u> すること。
通則	① 組合員との間で <u>労働契約を締結</u> （代表理事、監事などの役員を除く）。 ② 組合員の議決権・選挙権は出資口数にかかわらず平等（一人一票）。 ③ 労働契約を締結する組合員が総組合員の議決権の過半数を保有すること。 ④ 剰余金配当は組合員が組合の事業に従事した程度に応じて行う（ <u>出資配当なし</u> ）
事業	<u>地域と事業領域に制限なし</u> （持続可能で活力ある地域社会の実現に資する事業・労働者派遣事業不可）
事業従事者の人数要件	① 総組合員の <u>5分の4以上</u> の数の組合員は事業従事。 ② 組合の行う事業に従事する者の <u>4分の3以上</u> は組合員。 ※障害者総合支援法の就労継続支援A型の利用者は、組合員となれるが②の条項には算入されない。
組合員	① 組合員は、出資一口以上を有し、出資一口の金額は均一でなければならないこと。 ② 組合員の責任は、その出資額を限度にする。 ③ 組合員の持分は、譲渡することができない。
設立	<u>準則主義・3人以上の発起人</u>

労働者協同組合法のポイント

管理	① 定款及び規約に関する所要の規定を整備すること。 ② 組合に、役員として理事（3人以上）及び監事（1人以上）を置くこと。 ③ 理事は、組合員でなければならないこと。 ④ 総数が一定の基準（1,000人以上）を超える組合は、外部監事（1人以上）を置く。 ⑤ 組合員の総数が 20 人を超えない組合には、理事以外の全ての組合員をもつて組織する組合員監査会（3人以上）の設置可能。
総会等	① <u>各事業年度に係る組合員の意見を反映させる方策の実施の状況及びその結果並びに就業規則の作成又は労使協定の締結等の内容を総会で報告。</u> ② 組合員の総数が 200 人を超える組合は、総会に代わる総代会の設置可能
会計	① 定款で定める額に達するまでは、毎事業年度の剰余金の 10 分の 1 以上を準備金として積み立てる。 ② 毎事業年度の剰余金の 20 分の 1 以上を就労創出等積立金に。 ③ 毎事業年度の剰余金の 20 分の 1 以上を教育繰越金として次年度に繰り越す。
行政庁の監督	行政庁（単協：都道府県知事、連合会：厚生労働大臣）による報告の徴取
その他	① 公布後2年以内の施行 ② 組織変更特例措置（企業組合・NPOから労働者協同組合への移行措置／3年） ③ 施行から5年後に見直し

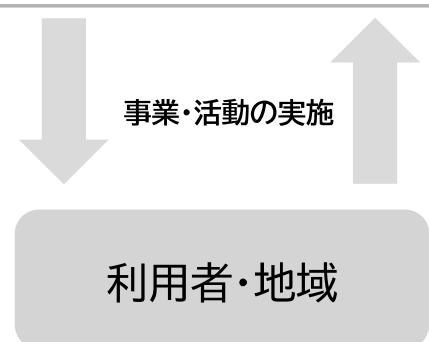
設立から運営・事業報告までの流れ





10名で構成される労働者協同組合の場合
(組合員8名・非組合員2名)

- ①組合員総数の80%が事業従事 = **7名**
- ②従事者の75%以上が組合員
8名が事業従事者として6名以上



持続可能で活力ある地域
社会の実現に資する事業

労働者協同組合B

労働者協同組合C

労働者協同組合D

労働者協同組合E

「労働者協同組合法の制定」衆議院法制局第五部一課

「昨年12月に成立した労働者協同組合法は、特定非営利活動促進法（NPO法）と並び、今後の我が国市民社会にとって極めて重大な意義を有する法律」。

「労働者協同組合は、①組合員による出資（出資原則）、②組合員の意見を反映した事業の運営（意見反映原則）、③組合員自らその事業に従事（従事原則）という**協同労働の理念**に従って事業が行われることを主眼とするものであり、労働者協同組合法では、これらの3つの原則を基本原理と位置付けるとともに、その趣旨を支え、あるいは具体化した規定を設けることで、**協同労働の理念**に従って事業が行われることを法律上担保しています。

この点が、他の協同組合やNPO法人との大きな違いといえます」。



「時の法令」（株）朝陽会、
2021年5月30日